２０２６年4月１１日

令４－４

信用及び業務に対する罪に関する次の１から５までの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものを２個選びなさい。（解答欄は，［No. ９］，［No.10］順不同）

１．人の業務に使用する電子計算機に対して不正な指令を入力した場合，その指令の内容が人の業務を妨害するおそれのあるものであれば，当該電子計算機の動作に影響を及ぼしていなくても，電子計算機損壊等業務妨害罪の既遂犯が成立し得る。

２．威力業務妨害罪における「威力」は，客観的にみて被害者の自由意思を制圧するに足りる勢力であればよく，現実に被害者が自由意思を制圧されたことを要しない。

３．偽計業務妨害罪における「偽計」とは，人を欺罔し，あるいは人の錯誤又は不知を利用することをいい，電話料金の支払を免れるための機器を電話回線に取り付けて課金装置の作動を不能にする行為は，これに該当しない。

４．信用毀損罪は，経済的な側面における人の社会的な評価を保護するものであり，同罪における「信用」には，人の支払能力又は支払意思に対する社会的な信頼だけでなく，販売される商品の品質に対する社会的な信頼も含まれる。

５．威力業務妨害罪における「威力」は，被害者の面前で行使される必要があるので，被害者が執務のために日頃使っている机の引き出しに猫の死骸をひそかに入れた場合，後に被害者がこれを発見するに至ったとしても，威力業務妨害罪は成立しない。

正解　２，４

肢１　２３４条の２　２項

未遂罪が成立する。既遂罪は，成立しない。

機械の場合，現実に動く限りは実際に，業務に影響しない。そこもみて，既遂と未遂がわかれている。また，２３４条よりも，２３４条の２の方が，法定重い。

機械が壊れると，事業への影響が大きいことが考えられる。

なお，業務妨害罪の場合，抽象的危険犯

肢２　最判昭２８．１．３０

威力は，客観的に見て，被害者の自由意思を制圧するに足りる勢力で足りる。

抽象的危険犯。相手方の事情で，犯罪が成立しないとするのは，刑法の目的が達成されない。

刑法の目的，社会的相当性を逸脱する行為から法益侵害および法益侵害の危険性の発生を防止すること。

肢３

最決昭５９．４．２７刑百選Ⅱ２５第８版

「偽計」，人を欺罔し，あるいは人の錯誤不知を利用することを予定している。
よって，人への働きかけが予定される。
そこで，機器を電話回線に取り付ける行為は，人への働きかけが一切にないので，「偽計」を用いてにあたらないと思える。
ただ，現実的に，課金装置の作動が不能になって業務が妨害されている。
刑法の目的達成のため処罰する必要がある。人への働きかけがなくても，業務主体の不知を利用しているといえる。偽計にあたる。

参考，実際の弁護人は，偽計業務妨害を否定し，利益窃盗であるとして不可罰を主張した。

肢４
最判平１５．３．１１

経済面における社会的評価が法益。経済的な信用を指す。支払い能力，支払意思に関する社会的信頼のみならず，品質に関する信頼も含む。

経済取引で考えればわかる。買主としてではなく，売主としての信用も保護すされるべき。

肢５最決平４．１１．２７
威力のタイミング，被害者の面前で威力を行使するべきか。
確かに面前で威力を行使した方が，法益侵害の危険性は高い。
しかし，面前に限定してしまうと，法益（業務の円滑な運用）の保護が不十分になる。
ひそかに入れたとして，後に発見するに至っても，威力に当たる。
客観的に見て，被害者の自由な意思を制圧するための行為は行われている。
この場合も威力にあたる。

令４－５

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，誤っているものの個数を後記１から５までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.11］）

ア．甲は，乙（１０歳）の性器を指で触るわいせつな行為を行った。この場合，乙が同意していたのであれば，甲に強制わいせつ罪は成立しない。

イ．甲は，強制わいせつの目的を隠し，家まで送ると偽って乙を自動車に乗せて走り出し，途中でその目的に気付いた乙が降りたいと言ったにもかかわらず，同車を走行させ続けた。この場合，乙は，乗車時点では乗車に同意しているから，乙が降りたいと言った時点以降についてのみ，甲に監禁罪が成立する。

ウ．甲は，乙と保険金詐欺を共謀し，過失による自動車事故を装い，甲運転の自動車を乙運転の自動車に故意に追突させて，乙に傷害を負わせた。この場合，乙が傷害を負わされることに同意している以上，甲に傷害罪は成立しない。

エ．甲は，刑務所に服役したいと考えている乙と口裏を合わせ，乙の同意を得て，司法警察員に対し，乙に現金を窃取された旨の虚偽の被害届を提出した。この場合，乙の同意がある以上，甲に虚偽告訴罪は成立しない。

オ．甲は，現金自動預払機を利用する客のキャッシュカードの暗証番号を盗撮する機器を設置する目的で，行員が常駐しない銀行出張所内に立ち入った。この場合，甲による立入りの外観が一般の利用客のそれと異なることがなければ，甲に建造物侵入罪は成立しない。

１．１個　　２．２個　　３．３個　　４．４個　　５．５個

正解　５

肢ア　×

１３歳未満の場合，被害者に同意があっても犯罪成立する。バターナリズム。

１３歳未満のものに性的自由に関する処分権ない。わいせつ罪成立

肢イ　×

監禁罪，法益。可能的自由。同意は真意でないといけない。最初同意をしているが錯誤である。乗った段階で法益侵害がある。

肢ウ　×

傷害罪における被害者の同意。違法性阻却事由。説の対立，要確認。

同意として，違法性阻却事由あたるには，社会的相当な承諾である必要がある。

本件の場合，詐欺のための承諾，社会的に相当でない。

本件の同意は，違法性阻却事由にならない。傷害罪成立

肢エ　×

虚偽告訴罪，国家法益。被害者が処分できない。同意をしても，犯罪成立。

肢オ　×

異なることが無くても成立。管理者の意思が法益。不当な目的による立ち入りは承諾していない。法益侵害ある。建造物侵入罪成立。

令４－６

賄賂罪の保護法益について，学生Ａ及びＢが次の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑤までの（ ）内に後記アからクまでの【語句群】から適切な語句を入れた場合，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.12］）

【会話】

学生Ａ．私は，賄賂罪の保護法益について，公務員の職務の公正とこれに対する社会一般の信頼であると考えます。そして，賄賂罪の基本類型は，（①）と考えます。（①）において，現実に公務が賄賂によって左右されていない場合も処罰の対象とされるのは，公務が賄賂によって左右されたのではないかという不信感を国民に抱かせるからです。

学生Ｂ．判例と（②）立場に立つのですね。しかし，「社会一般の信頼」という概念は不明確ではありませんか。私は，端的に，公務員の職務の公正こそが賄賂罪の保護法益であると考えます。私の立場からは，（③）が賄賂罪の基本類型と考えられます。

学生Ａ．その場合，（①）は，どのように位置付けられるのですか。

学生Ｂ．（④）を根拠に処罰する危険犯と位置付けることになります。

学生Ａ．Ｂさんの立場からは，（⑤）の職務行為に関して賄賂を収受等した場合にも賄賂罪が成立することを説明するのは困難ではありませんか。

学生Ｂ．職務遂行時における賄賂への期待に基づく職務への影響の可能性を理由に可罰性を肯定することは可能であると考えます。

【語句群】

ア．単純収賄罪　　イ．加重収賄罪　　ウ．同じ　　エ．異なる
オ．不正な職務行為が行われる危険
カ．職務の公正に対する信頼が害される危険
キ．過去　　ク．将来

１．①ア ②ウ ③イ ④オ ⑤キ
２．①ア ②エ ③イ ④カ ⑤キ
３．①ア ②ウ ③イ ④オ ⑤ク
４．①イ ②ウ ③ア ④カ ⑤ク
５．①イ ②エ ③ア ④カ ⑤ク

正解　１

①ア単純収賄

公務員の社会の信頼が害されていると説明されるのは単純収賄。

不正である必要ないので。

②ウ同じ

法益，職務の公正および，公務員に対する社会の信頼。判例もその考え方が前提。

また，条文の位置も参考になる。

③イ加重収賄

職務の公正がポイント。不正な職務をした場合に，成立する

④オ　不正や職務行為が行われる危険

単純であっても，わいろをきっかけに，職務の公正が害される危険ととらえる。
法益侵害の危険性があれば処罰根拠ある。

⑤キ　過去

将来であれば，危険性が将来的にあると説明できるが。
過去であれば，危険性ないのではという疑問。

令４－７

次の１から５までの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものはどれか。（解答欄は，［No.13］）

１．甲は，友人乙がＶ所有の自動車（以下「Ｖ車」という。）の車体をバットで叩いて損壊しているのを発見し，自分も加勢しようと考え，乙に気付かれないように物陰から石を投げ付け，Ｖ車の窓ガラスを割った。乙は，その直後に周囲を見回し，物陰にいた甲の姿を見て，甲がＶ車に石を投げ付けたと認識したが，それ以降は，甲及び乙のいずれも，Ｖ車の損壊行為を行わなかった。この場合，甲には，器物損壊罪の共同正犯が成立する。

２．甲と乙は，友人丙がＶから暴行を受けているのを発見し，丙を助けるために意思を通じ，正当防衛としてＶに暴行を加えた。これにより，攻撃の意思を失い攻撃をやめたＶが現場から逃走したため，甲は，暴行をやめたが，乙は，Ｖを追いかけて更にＶに暴行を加えて傷害を負わせた。その間，甲は，乙の行動に驚き，乙が暴行を加えるのを傍観していた。この場合，甲には，傷害罪の共同正犯が成立する。

３．甲と乙は，Ｖに対する強盗を共謀し，乙が先にＶ方に入り，甲のための侵入口を確保したが，現場付近に人が集まってきたことに気付いた甲は，乙に電話をかけ，「もう犯行をやめた方がよい。先に帰る。」と一方的に告げて，その場から立ち去った。その後，乙は，Ｖから現金を強取し，その際，Ｖに傷害を負わせた。この場合，甲には，住居侵入罪及び強盗致傷罪の共同正犯が成立する。

４．甲と乙は，Ｖに対する強盗を共謀し，甲がＶに包丁を示して，「金を出せ。」と要求したが，甲は，Ｖに憐憫の情を抱き，Ｖに「金は要らない。」と言うとともに，乙にも「お前も強盗なんかやめておけ。」と言ってその場を立ち去った。その後もＶは甲の脅迫によって反抗抑圧され続けており，乙は，その状態を利用してＶから現金を強取した。この場合，甲には，中止犯が成立する。

５．甲と乙は，Ｖの殺害を共謀し，甲がＶをナイフで切り付けて傷害を負わせたが，甲は，Ｖに憐憫の情を抱き，犯行をやめようと決意した。甲は，更にＶを切り付けようとする乙を羽交い締めにし，Ｖがその隙に逃走したため，乙は，犯行を継続できず，Ｖは，死亡するに至らなかった。この場合，甲と乙には，いずれも中止犯が成立する。

正解　３

肢１

器物損壊罪の共同正犯は成立しない。成立するには，意思の連絡が必要。

相互に利用補充関係があって，一部実行全部責任の基礎がある。

甲は勝手に加勢している。乙は，周りをみて実行行為後に認識しているもの，両者に意思の連絡はない。

肢２

甲に傷害罪の共同正犯は成立しない。正当防衛としては一緒に暴行を行っているが，その後，乙は勝手にＶを追いかけて傷害を負わせている。

甲乙の共謀は，正当防衛に関してであって，傷害の違法な責任を甲に追及するには，新たな共謀が必要である。

あくまでも刑事責任を負わない正当防衛が連絡の内容であるから。のちの行為は，最初の意思連絡の内容に含まれない。

その後，甲は乙の行動に驚いており傍観しているにすぎない。意思連絡はない。

甲は，傷害罪の共同正犯とはならない。

肢３

甲に，住居侵入罪及び強盗致傷罪の共同正犯成立。

甲と乙は，住居侵入，強盗の共謀はしている。

乙は計画にしたがい，先にＶ方に侵入している。

その後，強盗に着手する前に，乙に電話かけて離脱しているので，後の強盗（致傷）までの責任は負わないのではないかという問題意識が考えられる。

ただ，一連の計画（住居侵入と強盗罪の関係，牽連犯）が実行開始されている段階で，離脱をしており，甲は自ら関与した計画の流れを完全に除去しきれていない。共犯として責任を負わないためには，因果が切れている必要がある。したがって，住居侵入罪，強盗（致傷）罪の共同正犯が成立する。致傷については，共謀の内容が，強盗であるが，基本犯の共謀で加重犯の責任を問える。類型的に基本犯を犯せば，重い結果が発生することが多いため結果的加重犯ある。したがって，共謀の射程は結果的加重犯まで及ぼせる。

肢４

中止犯は成立しない。甲は，実行の着手後，離脱している。甲の脅迫によって反抗抑圧されており，乙はその状態を利用して強取している。

甲は因果の流れを遮断できておらず，共犯からの離脱は認められない。

甲には強盗罪の共同正犯が成立する。そして，中止犯が成立するには未遂である必要がある。中止犯，成立しない。

肢５

Ｖは逃走したため，殺人未遂に終わっている。

中止犯が成立するためには，自己の意思で中止することが必要。

逃げたのであれば，やりたくてもやれなかっただけ。

自己の意思で中止したといえない。中止犯成立しない。

令４－８

責任能力に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.14］）

ア．心神喪失とは，精神の障害により事物の理非善悪を弁識する能力又はこの弁識に従って行動する能力のない状態を指すと解されているところ，ここにいう精神の障害とは，飲酒による酩酊等，一時的な精神状態の異常も含まれる。

イ．１３歳の少年の行為は，罰しないことが原則であるが，故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合，事案の重大性等の事情を考慮し，相当と認めるときは刑罰を科すことができる。

ウ．自ら日常的・継続的に覚醒剤を使用した影響により，継続的な精神障害が生じ，心神耗弱状態で傷害の犯行に及んだ場合には，自己の先行行為によって心神耗弱状態を招いたものであるから，刑法第３９条第２項を適用する余地はない。

エ．刑法第３９条第２項は刑の任意的減軽を定めているから，犯行時に心神耗弱の状態にあったとしても，その刑を減軽しないことができる。

オ．精神障害を有する同一人について，Ａという罪に当たる行為については責任能力があるが，Ｂという罪に当たる別の行為については責任能力がないという事態は観念し得る。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　２

肢ア

精神の障害とは，飲酒による酩酊等，一時的な精神状態の異常も含まれる。

事理弁識能力または行動制御能力が欠けていればよい。

肢イ

１３歳，刑事未成年。行為者基準。責任の前提。刑罰を科すことはできない。

肢ウ

余地はある。原因において自由な行為。結果行為の段階で，原因行為の時点からの故意が連続している必要がある。これは，具体的な事実により決定される。

したがって，３９条２項を適用する余地はある。

肢エ

３９条２項は，必要的減軽。責任減少。刑を減軽しなければならない。

精神上の障害により，行動制御能力または事理弁識能力が著しく減退している。刑事責任を完全に問う基礎がないと考えられる。

肢オ

責任能力。通常の場合，責任の要素，行為基準で判断する。

したがって，行為者に精神上の障害があっても，行為ごとで刑事責任を問える。